

官民競争入札等監理委員会
第284回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第284回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和4年10月3日（月）13:04～13:57

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○国立研究開発法人理化学研究所／理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務

○総務省／平和祈念展示資料館運営管理業務

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構／国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のLANシステムヘルプデスク業務

3. 「令和4年度 事業選定方針及びプロセスについて（案）」について

4. 閉 会

<出席者>

（委員）

浅羽委員長、古笛委員長代理、石上委員、石川委員、石田委員、小尾委員、関野委員、辻委員、中川委員、古尾谷委員、前田委員

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○浅羽委員長 皆さん、どうもこんにちは。定刻を少々過ぎましたので、第284回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、8月1日付で岡本事務局長が着任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

○岡本事務局長 こんにちは。8月1日に事務局長となりました岡本です。よろしくお願いいたします。

先々週ぐらいから小委員会等開催されておりますが、いろいろ御指導御鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

○浅羽委員長 岡本事務局長、どうもありがとうございました。今後とも、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、議事次第のとおり、議事次第の2と3について御議論いただきます。

まず、それでは、議事次第2の実施要項（案）について御審議をいただきたいと思えます。実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札管理小委員会で審議を行いました。従前の順番では、まず、小委Aの案件からということでしたけれども、古笛委員が、現在ログインに手間取っているというようなことですので、先に小委Bの案件を御審議いただきたいと思えます。

小委Bの1件、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構／国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のLANシステムヘルプデスク業務につきまして、主査の関野委員より説明をお願いいたします。

関野委員、順番が変わってしまって申し訳ございませんが、まず、御説明をお願いしたいと思います。

○関野委員 分かりました。

それでは、資料3-1を御覧ください。国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のLANシステムヘルプデスク業務についてです。

まず、事業の概要でございますが、資料C-1も御覧ください。本業務は、農研機構が別途契約しますLANシステムがありまして、そのLANシステムの運用に当たりまして、LANシステムに接続する業務用端末や在宅勤務に使用する端末の障害対応、ソフトウェアの導入支援によりまして、LANシステムの円滑な利用ができるよう、役職員のヘルプデスク業務を実施するというのを目的としております。

事業期間は、令和5年4月1日から令和8年までの3年間ということですので。市場化テスト1期目でございます。

まずは、C-1でちょっと御説明いたしますが、農研機構自体は、全国各地に本部、研究センター等を合わせまして20の組織がありまして、あと59か所の拠点があるということで、そこで研究活動を行っているということです。

C-1の真ん中の利用者のところにありますが、対象者は役職員約5,800人、うち、つくば地区に3,200人、つくば地区以外で2,600人ということになりまして、この

つくば地区に限りまして、ヘルプデスクとして現地対応が必要だということになっております。

それから、ヘルプデスク自体の対応時間は、議題の一番上に書いてあるんですけど、9時から5時まで、平日ということになっておりまして、具体的な問合せ内容自体は、そこに書いてございますとおり、パソコンがネットワークに接続できないとか、電源が入らなくなったとか、パスワードが分からなくなったとか、メインソフトの設定手順が分からないとか、あと、デスクネッツと書いてありますが、これはグループウェアの名前ですが、そのグループウェアにログインできなくなったとかが一般的なヘルプデスクの問合せ内容だということになっております。

要領に直接入っていただいて、19/58ページ、別紙1を御覧いただきたいんですが、従来の実施状況に関する情報の開示というのがありまして、基本的に幾らぐらいのものかということですが、令和2年度が2,700万、令和3年度が3,400万というものです。あと、下に、実施に要した人員というのがありますが、責任者1人と常駐者3人というぐらいのものでございます。ということで、大体単年度3,000万ぐらいの、容量としてはあまり大きくはないという規模のものでございます。

それでは、すいません、資料3-1に戻りまして、選定の経緯は1者応札が続いているということで、自主選定されたということです。先ほど申し上げましたが、金額がもう少し安くなると、市場化テストの対象外、3,000万の対象外になる可能性があります。

それから2番目、市場化テストの実施に際して行った取組ということでございますが、報告内容の周知ということで、これは8/58ページに記載がございまして、入札説明会の実施をするということです。従来は入札説明会を実施していなかったということなので、11月上旬ということで、初めて実施をいたします。

書いていないんですけど、入札開始時期自体が、従来よりも45日程度早めておりまして、検討する期間が長くなったということになっております。

それから2番目、応札要件の緩和というか、(イ)ですが、応札者の要件が、従来は1,000人以上が在籍する組織において、1,000台以上の端末の運用管理及びエンドユーザー対応の実績があることというものがございましたが、これは撤廃をいたしました。

裏面に行きまして、今度は常駐者要件の緩和も行いましたということで、一部、業務のリモート対応の提案を可能といたしました。いろいろ情報セキュリティーとか個人情報保護の条件を満たせば、ヘルプデスク自体は常駐でなくても可能ということにいたしました。

それから(エ)でございまして、引継ぎ業務と経費負担の明確化をいたしました。引継ぎの業務の一部を明確化いたしまして、農研機構が必要な措置を講じるとともに、引継ぎの完了を確認するというを明記いたしました。それから、引継ぎに発生する費用の負担先も明記いたしました。

それから3番目、実施要項(案)の審議結果でございます。論点が3つほどございまして、論点1です。応札しようとする業者の不安を小さくする方法の1つとして、開示可能

な状況が分かるようにすべきということで、42/58にもございますが、現契約の作業実施計画書、運用報告、あと問合せ管理台帳等は閲覧することが可能となっております。

それから論点2でございますが、「業務従事者3名以上」の常駐者要件の緩和について、誤解を招かないように明記するように、ということで、常駐は問わないということを明確に記載いたしました。

それから論点3でございますか、連絡方法としてファクスというものが入ってございましたが、時代に即応してファクスのという項目を削除いたしました。

最後に、パブコメにつきましては、8月から9月までパブコメを実施いたしまして、1件、端末の仕様を具体的に記載するようにということで、具体的に記載をしていただきました。

以上が説明でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

それではまず、辻委員からお願いいたします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

すいません、私の聞き漏らしかもしれません。そうでしたら申し訳ございません。資料のC-2でございます。

C-2を拝見すると、入札スケジュールを今見ているところでございますけれども、公告期間に関しては、公告から入札書の受領まで50日以上、これが、今回に関しては、公告から入札説明書配布期限まで50日以上と書いてございます。これというのは、手を挙げる方からすると、幾分か余裕が生まれたという、そういう理解でよろしかったんでございますでしょうか。

○関野委員 関野ですが、そういう理解で結構だと思います。

○辻委員 ありがとうございます。

ちなみに、何日間ぐらい余裕が生まれたという感じなんでしょうか。

○関野委員 正確には分からないですけど、20日程度ということになっております。

○辻委員 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

○浅羽委員長 それでは、続きまして、石田委員、お願いいたします。

○石田委員 すみません。もう小委員会でも十分に審議されたと思うんですが、実施要項の20/58で過去の問合せの件数が記載されておりますが、令和2年度だと、問合せ対応が2,582件ということで、これを月に割ると1か月215件、月曜から金曜日なので、大体月20日だとすると、1日の対応が10件なんです。令和3年度になると、さらに減って、1日の対応が7.8件なんですけど、減ってきてはいるんですけど、それでもやはり3人必要なんでしょうか、そもそもの話で。というのがまず1つ目と、あともう1つ目は、ヘルプデスクというのをネット等でちょっといろいろと検索を、業者をしてみると、ヘルプデスク、人が対応しなければいけない業務自体を減らすために、チャットボットと

か、それからよくある質問のFAQ、あれをつくって、職員自身が自分で解決できるように、問合せ件数自体を減らすような、そういう業務をパックでしているというところが見受けられたんですが、その辺については、この業務、実施要項を見るとちょっと見つからなかったもので、そういうことも考えられているのかどうかを教えてくださいたくお願いします。

○関野委員 御質問ありがとうございます。常駐者何人必要かということで、本当に3人、実績としてあるんですけど、本当に3人必要なのかどうか、今度の実施要項には2人以上と書いてありますけど、本当に2人以上必要なのかとか、そこは議論をしましたが、どうしても農研機構さんは必要ではないかということでございました。

それから、令和元年度のところの19/58を見ていただくと分かるんですが、令和元年度が11月からなので、それ以前はどうしていたかということ、農研機構自体がヘルプデスクをやっていたということですので、今、御質問ありましたとおりに、チャットボットとかそういうことを使っていたわけではないと思うんですが、御自身でやっていたということではあります。

チャットボット等は、これから業者さんが提案をされてきて、どのような、要件次第、要員自体は業者さんの御意見、アイデアを使うだろうと思っております。

回答になっておりますでしょうか。

○石田委員 ありがとうございます。ただ、令和3年度を見ると、1日の対応が7件から8件と非常に少ないので、もうその業務の内容に、業者からの提案を待つのではなくて、チャットボットやFAQなど、職員の問合せ自体を減らすような取組について改善提案が欲しいとか、あるいは、これは価格だけでしたっけ、入札のときに提案するよというものがあってもいいのかなというふうに、言わなければやらないかもしれないというのもちょっと危惧がありますので、思いました。意見、感想です。失礼しました。

○関野委員 ありがとうございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見や御質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、審議要項（案）2件目、順番を先ほど変えさせていただきました小委員会Aの2件について、御審議をお願いしたいと思います。

国立研究開発法人理化学研究所／理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設管理業務、及び総務省／平和祈念展示資料館運営管理業務につきまして、主査の古笛委員より説明をお願いいたします。

○古笛委員長代理 入室遅れて大変申し訳ありませんでした。

では、小委Aのほうから2件、御報告させていただきます。

まず1件目が、資料1-1に基づき御説明させていただく国立研究開発法人理化学研究所の理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務についてです。

この業務なんですけれども、資料A-1に詳しい案内があるんですけども、本業務というのは、理化学研究所の、とても有名なところなので委員の方々は御存じだと思いますが、理化学研究所が保有する大規模計算機システム、スーパーコンピューター「富岳」のことですが、富岳を運用するための施設運営と維持管理を行うというものです。富岳は膨大な電力供給と同時に発熱の冷却ということが必要になるので、その機能を常に良好な状態に維持させることが必要です。それから、非常時、緊急時には速やかな対応をできなければならないと、こういったことが中心となっております。

事業期間は、2023年4月1日から2025年3月31日までの2年間となっております。

選定の経緯ですが、ずっと1者応札が継続しておりました。この点は、資料のA-2を御確認いただけたらと思います。競争性に問題があるということから、令和3年7月9日閣議決定された公共サービス改革基本方針において市場テストの対象に選定され、今回が市場化テスト1期目となります。

市場化テストの実施に際して行われた取組なんですけれども、まず、サービスの質の設定について定量的な目標を設定するという、競争参加資格をA等級からA、B、Cに緩和したこと、入札スケジュールを1か月ほど前倒して、引継ぎ期間を2か月としたこと、従来の実施状況の開示、これらの詳細を閲覧可としたこと、追加で発生する業務の費用については、仕様書に詳しく明確化したこと、総合評価項目の加点項目から、第1種エネルギー指定工場の指定管理業務の実績とか、コジェネレーション設備を持つ施設の管理実績というものが含まれていたんですけども、これは参入障壁になるかもしれないということで削除したこと、さらには、総合評価の評価基準を明確化した。こういう内容でした。

実施要項（案）の審議については、活発な議論がなされまして、まず、論点1として、膨大な電力供給と発熱の冷却など、業務に特殊性があるので、その業務の詳細を開示してほしいという意見が出たところ、業務の概要資料を説明会用のホームページで公表するという御対応をいただきました。

論点2としては、非常時・緊急時の対応として、費用について協議するというような内容になっていましたが、すこし抽象的であったため、具体的な記載にしてほしいという意見が出たところ、具体的な状況を追記するとともに、応急措置は誰が実施するのか、どの段階で協議するのかということについて、詳しく記載いただきました。

さらに論点3として、業務責任者・業務副責任者について、実務経験15年程度とか、あるいは技術員に求める実務経験5年以上10年未満という要件があったので、これを参入障壁とならないように要件を緩和してはどうかという意見については、この15年という点については、建築保全業務積算要領に基づいているため、これを削除することはせず、実務経験15年程度に代わる選択的な要件を記載するというふうな対応をいただきました。

業務責任者・業務副責任者に求める要件について、自社外実務経験3年以上のものという記載があった点については、異なる勤務先の経験でもいいのかどうなのかという質問に

対しては、異なる勤務先での実務経験については合算しないということを明示しています。

それから、電気主任技術者・ボイラー・タービン主任技術者については、こういう資格を持っている会社が少ないため、この要件を削除できないかという意見については、これを削除するという方向で御対応いただきました。

パブリックコメントについては、令和4年8月5日から26日まで実施されましたが、特に意見はありませんでした。

以上のような経過となりました。

引き続き、御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○浅羽委員長 はい、よろしくお願いいたします。

○古笛委員長代理 では、2件目となります。2件目は、総務省の平和祈念展示資料館運営管理業務についてです。

こちらは、資料B-1を御覧ください。

平和祈念展示資料館の運営管理業務についてですけれども、もしかしたら委員の方々も御覧になった方もいらっしゃるかもしれないのですが、新宿住友ビル33階に平和祈念展示資料館というものがございまして、その管理運営ということになっております。

さらに、管理運営の内容は、平和祈念展示資料館の運営管理業務、施設管理業務、総合案内業務、所蔵資料の保管・整理業務、常設展示業務、館外活動業務、広報業務、情報システム管理・運營業務と多岐にわたっております。公共サービス改革基本法に基づき、令和4年7月5日の閣議決定において市場化テストの対象に選定された事業で、本件も市場化テスト1期目となっております。

事業期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間となります。

選定の経緯は、資料B-2にもありますが、初年度に企画競争を実施し、2年目、3年目は公募による随契でしたが、複数年で行う事業であれば国庫債務負担行為を活用すべきとの指摘を、総務省契約監視委員会でも受けています。そして、単年度の契約では学芸員の人材確保が難しいとか、単年度交代のリスクもあるので、費用面において事業者が参入することが難しいのではないかと。こういうことを踏まえて、市場化テストを導入し、契約の複数年度化及び総合評価落札方式導入による競争性の確保及び質の確保を図ることになりました。

市場化テストの実施に際して取り組まれたのが複数年度化ということで、単年度から一気に5年に変更されました。そして、一般競争入札で総合評価落札方式を導入し、入札参加グループでの参加も可とした。入札公告の期間を50日間以上確保したという内容です。

実施要項(案)の審議結果については、まず論点1として、運営要員である学芸責任者の資格要件についてですが、人材確保の観点から、博物館とか、これに準ずる施設での実務経験までは求めなくてよいのではないかという意見が出ましたが、この点については、学芸責任者以外の学芸員については実務経験を不要としているものの、責任者だけは必要だということで、この点は資格要件を変更しないこととなりました。

論点2としては、運営要員である事務局長について、類似の博物館業務を理解している者を配置するということになっていますが、これが評価基準においてどのように扱われるのか、必須項目なのか加点項目なのかという点について不明確だという質問が出たところ、これについては、評価基準書の加点項目欄に付記していただいたというものです。

パブリックコメントへの対応ですが、令和4年8月5日から8月23日までパブリックコメントが実施された結果、1件の意見が出たところ、それを踏まえ、表記や字句の軽微な修正が行われたという内容です。

以上となります。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございました。本2件に関しまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

古尾谷委員、お願いいたします。

○古尾谷委員 古尾谷です。まず、理研の施設の関係ですが、内容については、論点等で実施要領の審議結果を見て議論をされているということでもよろしいんですが、論点5にあります電気主任技術者・ボイラー・タービン主任技術者、タービン者資格を持っている会社が少ないから削除するという事なんですが、このボイラー・タービン主任技術者のなす業務はどなたが行うことになるのか。理研の中にそういう方がいらっしゃるということであれば、それは、R-C-C-Sのほうで選任できるのであれば、いないからこういう項目を設けているのではないかと思います。

それから、電気主任技術者については、いわゆる特別高圧、送電線等から直接送電を受けるような技術者については、たしか施設のほうにもその主任者が必要ですし、単純に実務経験だけではなくて、電気の、たしか1級の資格なり、そういう資格については明示されていないので、そういう資格を持っていない方は基本的にはできないはずなんです。ですから、経験はありますよ、だけではできないはずなので、そこは明確に記述すべきだと思います。

それから、もう委員の皆様御案内のとおり、電気職と言われるんですけども、こういう設備職は、今非常に採用困難職で、募集をしてもほとんど応募がないという状態、あるいは65歳以上の高齢者を75歳ぐらいまで引っ張って使っているというのが、資格を持っていればほとんどそのまま使うというのが現実です。水道施設や下水道施設も高圧電力を使うので、今人の手配はみんな取り合いになっている状況なんです。

その意味では、複数の現場を兼任することも可として、そこを、あるいはインターネット等で常に連絡も取って、さきほどヘルプデスクの話がありましたけど、問題が起こったときは、電圧は事故が起こると重大事故になる可能性があるんで、その点も踏まえて、ここは慎重に各施設は対応していると思いますが、そこらあたりでどういう議論がされているのか、ボイラー・タービン主任技術者は、資格を持っている会社は少ないということから、参入障壁だから削除するというだけでは、現場の安全管理について、どのような意見があって削除することになるのか、そこについてどういう議論があるのかを教えていただ

きたいと思います。

もう1点、平和祈念展示資料館について。契約期間の複数年化は賛成です。それから、先ほどお話があったとおり、学芸員は今、職場について単年度の雇用なら、そういう職場には来ません。ある一定年度、サントリーの財団等も美術館を今、指定管理者等で全国に派遣していますけれども、1年や2年の期間では応札さえしないという状況なので、期間については複数年化する、それが総務省の契約監視委員会で、入札で国庫債務負担行為を活用すべきとのお考えがあったというのはそのとおりだと思います。ただ、戦後、もう既に75年を過ぎて、2025年で80年になります。その期間からすると、総務省がこの資料館を引き継いだのは2010年10月と記載されています。もう既に12年を経ている。実は、戦争関連の施設というのは、都道府県等の自治体も持っているところがあり、例えば沖縄県の平和祈念資料館、これは指定管理者で平和祈念財団という遺族会が運営している団体だと思いますけれども、そういうところが委託されて運営しているという事情があります。経緯がありますので、誰でもできるという話ではなく、資料を提供された方々の御本意に合わないことも生じてしまうので、そこは慎重な検討が必要だと思いますけれども、ただ、2025年で戦後80年になります。今回、5年間の期間で行いますと、それを超える期間になりますけれども、在り方の検討と併せて契約期間を考えるべきではないのか。本来の施設がもう既にあるって、沖縄のように施設があって、そこを運営するというのではなくて、借り上げ施設、新宿住友ビルで施設を借りながら、約3億5,000万の費用をかけて行っていくのか、例えば、国立公文書館等で資料を引き継いでいくとか、そうした検討はなされないのか。それらについては、入札の問題ではないですけれども、来年、入館者数を9,000人程度から2万人程度まで引き上げるという記述がありますけれども、これは正直言って困難な話だと思います。自治体の長からも、いろいろな施設、博物館やその他の施設も、入館者を増大させろということで3倍計画、5倍計画というのは常に提示されますけれども、実際その年度はいろいろな企画をしても、複数年度化すると、徐々にまた陳腐化してしまう。そういう面では、非常に短い期間で行っていくのはあれですけど、5年間淡々と委託をして維持していきますよというだけでは、入札における契約期間の問題だけではない問題がはらまれているのではないのかなという懸念がちょっとあります。

私としては、契約を複数年化することは多としますが、単年度から一挙に5年ではなくて、3年間ですと、ちょうど2025年が戦後80年になりますから、それまでの間に総務省なり、あるいは内閣府等で平和護持のいろんな事業を行っているところで在り方を一緒に検討しながら、どういう対応をしていくのかというのを行わないと、ただ館を運営していくということだけがトレンドになってしまうのではないのかなという懸念を若干持っています。

以上でございます。

○事務局 御意見ありがとうございました。

最初に、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者が職員から選任できなかった場合の対応策なのですけれども、理研に確認しましたところ、公募を予定しており、公募で応募がなかった場合は、出向もしくは業務委託で対応する予定と聞いております。

ボイラー・タービンと電気主任技術を選任できなかった場合の対応策については、以上となります。

○長瀬参事官 続いて、後段の事業の話でございます。複数年度化は正しい方向であるにせよ、事業そのものについても考えるべきという意見でございますが、今回の実施要項では、委員からお話になった入館者数という目標を掲げつつ、そのほかにも多岐にわたる取組を委託事業者のほうではやっていただくということでございます。入館者数の目標を達成するというに加えて、多様な層、子供や学生へのアプローチを含む事業内容というのもここに入っておりますので、そういった形でどのような成果が達成できるかというのが大きな意味をもつものでありますので、この5年間の事業を終えた段階では、当然、5年間という期間を与えて事業をやった結果、どんな成果があったということは、総務省として行う評価の中で精査をして、次の事業年度に向けての課題設定もよくさせていただきたいと思っております。

事業実施機関である総務省では、おっしゃっていただいた政策的な方向性をどうするかというような検討とも表裏一体の形で検討していただき、次の事業期間に向けての課題があれば整理していただきたいと思いますので、そういったところもよく酌み取りながら、今回の実施要項に基づく事業の結果の評価はしっかりやらせていただきたいと思います。委員の御指摘もよく踏まえて、あらかじめよく整理をしていきたいと思っております。

○古尾谷委員 分かりました。よろしいですか、委員長。

○浅羽委員長 はい。

○古尾谷委員 1点だけ、単年度から、複数年度化、5年間にすることについて、小委員会の中で議論がなかったのかだけお聞かせください。

○長瀬参事官 小委員会の中では、単年度であるべきかというような議論は出ませんで、5年間であれば5年間という事業期間を生かすべく、どのような形で新規参入者も増やしていけるような手当が必要であるのかという観点から、先ほど主査からも御紹介いただいたように、人の手当に当たっての足かせになるところはないか、仕様の中で不明確なところ、これから参入しようとする事業者にとって5年間という期間をもし担うのであれば、予見可能性に欠けるような仕様書の不明確なところがありはしないかと、そういうことで御議論をいただきましたというのが、小委員会の議論の結果でございました。

○古尾谷委員 ありがとうございます。これ以上申しませんが、今この平和護持事業とか様々な自治体や国が行っている事業、戦後80年を近くなってきて、はっきり言って曲がり角になっているんです。全国の都道府県の遺族会の中には解散をするところが出てきているんです。だから、これまで担い手や、あるいは来館者の中は、戦争で親を亡くされた方とか様々な方がいて、その思いは尊いものがありますけれども、なかなか担い手

として維持できなくなってきたという事情がありまして、こうした政策的なものだと思いますので、その事業については、ぜひその辺の経過も踏まえて行っていくべきだと。単に、複数年度にして5年で、次の事業年度をどうしましょうかというよりも、今在り方を検討しながら、それから4億円近い費用もかかっているわけですから、それをいかにそういう人たちに向けて生かしていくのかという視点も必要なのではないかと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。これについては、承知いたしました。

○浅羽委員長 ほかに、委員の皆様、御意見や御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどの小委Bの案件で、石田委員から、感想ですというふうにはおっしゃられましたけれども、機構に向けての御意見がございました。これにつきましては、今回の審議要項案の内容ということでどうということはないとは思いますが、こういった意見が出たということを実施される機構にお伝えするということが可能でしょうか。

○飯村企画官 事務局でございます。よろしいでしょうか。

御指摘につきまして、最低価格落札方式ということもございますので、御指摘いただいた点は、実施機関に伝えまして、今後の検討の参考にさせていただこうと思います。ありがとうございます。

○浅羽委員長 あと、それから古尾谷委員からの御意見に関しましては、確かに政策的な部分になりますので、実施要項のこの部分というふうに、直接反映できるということではありませんけれども、やはりこうした意見が、委員会の場で提起されたということは、総務省に向けて、やはりお伝えいただければ幸いです。可能ですよね。

○長瀬参事官 そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

○浅羽委員長 くれぐれも、在り方も含めて、真剣に、かつ慎重に御検討いただきたいということを付け加えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要項(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

御議論、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第第3の、令和4年度事業選定方針及びプロセスについて(案)について、事務局より御説明をお願いいたします。

○長瀬参事官 それでは、資料の4を御覧いただければと思います。次の市場化テストの事業の選定に向けた本年度の方針案でございます。

先日の公共サービス改革小委員会での御報告、御議論を経まして、このとおり整理をさせていただきました。

内容でございます。資料の1ページ、1ポツの趣旨でございます。法律及び今年7月に閣議決定しました基本方針に基づきまして、今年度の選定については、次の2ポツに記した考え方の下、進めてまいりたいというものでございます。

2ポツの考え方のところでございます。競争性などに問題がある事業を取り上げていこ

う、そして市場化テストの導入を促していこう、これは例年どおりの内容でございますけれども、本年度の進め方につきましては、特に2ポツの3パラ目のところで記させていただいてございます。

まず、検討を進めます入口段階の話、対応でございますが、それに関しましては、昨年度までに改善要請を行った経緯のある事業が幾つかございます。そういった事業に加えまして、一定の基準に合致するものは一斉点検という形で棚卸し、洗い出しを行いまして、検討のテーブルに乗せようというものでございます。

その上で、検討のテーブルに乗せた事業につきましては、2ポツの最後のところに書いてございます、政府、社会全体の要請でございますデジタル技術の活用などによって、現状の課題への対応としてどのような可能性があるか、こういったことに着目しながらの検討、調整を進めていきたいと考えております。

そして3ポツ、この委員会にお願いする役割でございます。事務方で整理を行った後、さらなる検討調整を要するような事業は、事業実施機関からのヒアリングを小委員会の場で開催していただき、翌年の基本方針の改定に向けて整理を進めていこうというものでございまして、これも従来に引き続き、改善が必要という事業の選定に向けては、この委員会の積極的な関与をお願いしようというものでございます。

続けて2ページのところでございます。上の(1)のところは、先ほど申しました今年の閣議決定の基本方針の内容でございまして、この方針に沿いながら、主な事業、業務分野ごとには下の(2)のところで書かせていただきました。これまで、近年の実際の事業の審議ではどのような指摘を行っていただいていたか、市場化テストで所期の目的が達成できた事業はどのような改善が図られたゆえであったか、こうしたことを反芻しながら整理をさせていただきました。各主要な業務ごとに、(ア)から(オ)、それぞれ記した観点を特に加味しながら、選定に向けた検討調整を進めていきたいというものでございます。

そして、次、御覧いただきたいのが、最後のページでございます。別図と書いてある横紙でございます。これは、今年度の選定の進め方、プロセスを整理した図でございます。何段階かのステップを経ながら各省ともやり取りをし、委員会での御審議も経ながら、最終的には来年7月頃を目標としております次の基本方針に向けて進めていきたいということでございますが、第1ステップ、先ほども申しました入口段階の対応でございます一斉点検、これは図でいうと、右の緑の一番上の話でございますが、この部分につきましては、各府省に調書の提出をお願いするなどの事務レベルでの対応については既に着手をさせていただいております。その一斉点検の作業の中では、直近2期の事業期間における契約に着目して改善の余地が考えられる事業の洗い出しを行い、そして洗い出しの際には、各府省自らの判断での選定ということも促してきております。具体的な事業や議論については、これから進める調整の結果整理できていくものと併せて、改めての機会に御報告をしたいと考えておりますけれども、今の時点では5つの事業につきまして、関係府省からは前向きな意向が、当事務局に対して出されているところでございます。

それに基づきまして、次のステップでございます。今日、選定方針を御審議いただきました後、今月からおおむね来月にかけては、この選定方針に基づいて、これまで各府省から頂いている調書の中で示されている内容についての調整を事務レベルで詰めていきたいと考えておまして、これは例年同様の進め方でございますが、年末までの段階で一定の集約を行い、委員会への報告ができるように進めていきたいと考えています。

その上で、その段階で整理・調整がつかない事業については、先ほども申しましたが、年明け以降、小委員会でのヒアリングを経て、市場化テスト導入の是非について最終的な整理を行っていく運びで進めさせていただければと考えております。

事務局の説明は以上でございます。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ある委員は御発言をお願いいたします。

○小尾委員 小尾ですけど、よろしいでしょうか。

○浅羽委員長 お願いいたします。

○小尾委員 御説明ありがとうございます。本年度、どちらかというと行政情報ネットワークと書いてありますが、情報関係の案件を取り上げていくというような方針だと思うんですけども、たまに、自主選定等で、非常に特殊なシステムを自主選定してくる例というのが過去結構あったように記憶をしています。そのような場合に、結局のところ、結構対応に困るということがありますので、事務局側で、自主選定してきたからといって無条件に取り上げるのではなくて、どういう案件かということを経査をした上で、監理委員会にかけるべきものかどうかということを中心に吟味をした上で採用していただければと思います。そこはよろしく申し上げます。

○長瀬参事官 承知をいたしました。おっしゃった点も、改めてよく、今後の調整では精査をさせていただきます。

あと、今、小尾委員がおっしゃった内容として、情報システム関係の事業が多く出てくるということかと思うのお話がありました。デジタル化という話では、もちろんそうした事業を1つの柱として取り上げていくということではございますけれども、そのほか、これは改革小委でも議論がありましたが、デジタル化という視点から取り上げるのは何も情報システム関係の事業だけではないということでございます。デジタル技術の活用によって、先ほど個別の事業審議の中でもございましたが、リモート技術の活用による常駐要件の見直し等、デジタル化のメリットが生かせるような事業は情報システム関連の事業だけではないので、そういう観点も含めてデジタル化というものを捉えながら、ぜひ事業選定は進めてはよいのではないかと御指摘、議論も小委員会ではいただきましたので、そうした観点も含めて選定は進めていきたいと思っております。

後段は、ちょっと委員がおっしゃった御意見から外れますが、小委員会での議論の御報告も含めまして、申し上げさせていただきました。

○小尾委員 分かりました。広く捉えて、いろいろ検討するというのは必要だと思います

ので、よろしくお願ひします。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

令和4年度事業選定方針及びプロセスについては、本案のとおりといたしまして、今後、本方針に基づき取り進めていくことといたします。皆さん、御議論いただきありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。事務局から、何か追加することなどございますでしょうか。大丈夫ですか。

○事務局 大丈夫です。

○浅羽委員長 それでは、これで本日の監理委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —